別紙４

○総務省告示第　　号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十条の八第二項から第四項まで及び第二十二条の三の二第三項第五号ニの規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和八年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（漏液防止板の構造） 第四条の三十七　規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定めるところにより造る漏液防止板は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　漏液防止板の溶接は、次によること。 イ　漏液防止板の溶接は、突合せ溶接とすること。ただし、底板の内側に設ける漏液防止板（以下「底部漏液防止板」という。）の厚さが九ミリメートル以下であるものについては、底部漏液防止板の溶接をすみ肉溶接とすることができる。この場合において、漏液防止板と漏液防止板とが接する面は、当該漏液防止板と漏液防止板との溶接部の強度に有害な影響を与える間げきがあつてはならない。 ［ロ　略］ ［三・四　略］ 五　側板の内側に設ける漏液防止板（以下「側部漏液防止板」という。）は、側板と一体化した構造とするとともに、側板と接する部分には腐食を防止するための措置を講ずること。 六　底部漏液防止板には、その下に厚さ五十ミリメートル以上のアスファルトサンド等を敷設すること。 （漏液防止板の溶接部の試験） 第四条の三十八　規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定めるところにより行う試験は、磁粉探傷試験とする。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験と、地中タンクの側部漏液防止板と底部漏液防止板又は底部漏液防止板と底部漏液防止板との溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次条において準用する規則第二十条の八第二項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限る。）が対象となる場合には渦電流探傷試験又は交流電磁場測定法による試験とすることができる。 （漏液防止板の溶接部の試験基準） 第四条の三十九　規則第二十条の八第二項から第四項までの規定は、規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定める基準について準用する。この場合において、規則第二十条の八第二項第二号中「アニュラ板と底板及び底板と底板と」とあるのは、「底板の内側に設ける漏液防止板と漏液防止板と」と読み替えるものとする。	（漏液防止板の構造） 第四条の三十七　規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定める漏液防止板は、次のとおりとする。 ［一　同上］ 二　［同上］ イ　漏液防止板の溶接は、突合せ溶接とすること。ただし、底板の内側に設ける漏液防止板の厚さが九ミリメートル以下であるものについては、底板の内側に設ける漏液防止板の溶接をすみ肉溶接とすることができる。この場合において、漏液防止板と漏液防止板とが接する面は、当該漏液防止板と漏液防止板との溶接部の強度に有害な影響を与える間げきがあつてはならない。 ［ロ　同上］ ［三・四　同上］ 五　側板に設ける漏液防止板は、側板と一体化した構造とするとともに、側板と接する部分には腐食を防止するための措置を講ずること。 六　底板に設ける漏液防止板には、その下に厚さ五十ミリメートル以上のアスファルトサンド等を敷設すること。 （漏液防止板の溶接部の試験） 第四条の三十八　規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定めるところにより行う試験は、磁粉探傷試験とする。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合は、浸透探傷試験とすることができる。 （漏液防止板の溶接部の試験基準） 第四条の三十九　規則第二十条の八第二項及び第三項の規定は、規則第二十二条の三の二第三項第五号ニ⑷の告示で定める基準について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「アニュラ板と底板及び底板と底板と」とあるのは「底板の内側に設ける漏液防止板と漏液防止板と」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。